

氷見市民プール・トレーニングセンター、氷見市B & G海洋センター 及び氷見運動公園の指定管理者募集要項

氷見市民プール・トレーニングセンター、氷見市B & G海洋センター及び氷見運動公園の3施設を一括して管理運営する指定管理者（施設を管理運営する団体）を募集します。

なお、申請書の提出に当たっては、氷見市民プール・トレーニングセンター及び氷見市B & G海洋センターの2施設については、教育委員会事務局スポーツ振興課へ提出してください。また、氷見運動公園については、建設部都市計画課へ提出してください。

募集の共通項目については、「第1 募集要項（共通）」に、各施設の概要等や提出書類については、第2から第5の各項目に記載しています。

第1 募集要項（共通）

1 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること（※個人での応募はできません。）

- （1）地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- （2）氷見市から指名停止措置を受けていないこと。
- （3）氷見市税を滞納していないこと。
- （4）会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- （5）公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。
- （6）氷見市内に事務所を有するもの

2 選定方法

次に掲げる要件を満たすもののうちから、総合的な評価に基づいて指定管理者の候補者を選定します。

- （1）市民の平等利用が確保されるものであること。
- （2）事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3）当該指定管理者の指定の申請をした法人その他の団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- （4）事業計画書の内容が、市民の健康増進及びスポーツの振興促進に寄与するものであること及びサービスの向上が図られること。
- （5）市民の声が反映される管理が行われること。

3 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

4 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、不相当と認められるもの

5 選定の時期

令和7年11月中の選定を予定しております。

6 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

7 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は、氷見市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定に当たっては、市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は各会計年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 指定管理料のうち修繕料については、毎年度実績に応じて精算することとします。

8 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します。（当該書類は、指定管理者の選考及び指定に関する事務に使用します。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

第2 氷見市民プール・トレーニングセンターについて

1 施設の概要

- (1) 名称
氷見市民プール・トレーニングセンター
- (2) 所在地
氷見市大浦6番地1
- (3) 施設の沿革、役割等
平成2年11月プール竣工、平成7年8月トレーニングセンター竣工
スポーツの普及振興と市民の健康及び体力の保持増進に寄与するための施設です。
- (4) 施設概要（規模、構造等）
ア プール

敷地面積 12,960 m² 建築面積 2,145 m² 鉄筋コンクリート一部鉄骨造（平屋建）

ロビー、更衣室、シャワー室、事務室、ギャラリー、25mプール、児童用プール、幼児用プール、休憩室

イ トレーニングセンター

建物面積 900 m² 鉄筋コンクリート一部鉄骨造（2階建）

1階：ロビー、更衣室、シャワー室、事務室、トレーニング室、体力測定室

2階：ロビー、軽運動室、会議室

（5）運営に係る事項

令和6年度利用者数 56,156人

プール（29,962人）、トレーニングセンター（23,747人）、

その他利用（2,447人）

2 指定管理者が行う管理の基準

（1）利用時間

センターの利用時間は、次に掲げるとおりとします。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時にこれを変更することができます。

ア 土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前10時から午後9時30分まで

イ 前号に掲げる日以外の日 午後2時から午後9時30分まで

（2）休館日

ア センターの休館日は、次に掲げるとおりとします。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

（ア）火曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）

（イ）休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、これらの日後の最初の日曜日、土曜日又は休日でない日）

（ウ）1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

イ 不可抗力が伴う場合に、教育委員会から休館日を指示することがあります。

（3）関係法令及び条例・規則の規定を遵守すること。

（4）施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

（5）業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取扱うこと。

※管理の基準に関する細目事項は、協議のうえ、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

（1）センターの利用の承認に関する業務

（2）センターの利用料金の徴収に関する業務

（3）センターの維持管理に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

※業務内容の詳細については、別記1「管理業務仕様書」によるものとする。

4 利用料金

- (1) 利用料金は指定管理者の収入とします。

- (2) 料金表 別表のとおり

※ 施設の利用料金については令和8年4月から変更となる場合がありますが、様式第3号の収支予算書については、現行の利用料金(単価)に基づき作成してください。

5 事業規模

氷見市民プール・トレーニングセンターの管理運営に係る経費については、以下の金額を目安とし、事業成果が見込める場合等には事業規模の変更を認めますので、それを踏まえて申請の際の事業計画、収支予算書を策定してください。

なお、必要な経費については、物価上昇等を考慮し見積もることとし、その際の物価上昇率は年3%を基準として見積もってください。

(参考金額) 72,996千円(令和6年度決算額)

指定管理料	51,111千円
利用料金収入	18,566千円

6 指定(予定)期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)とします。

ただし、各年度終了後に実施する評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるときなどには、指定を取り消すことがあります。

第3 氷見市B&G海洋センターについて

1 施設の概要

- (1) 名称

氷見市B&G海洋センター

- (2) 所在地

氷見市大浦新町11番地

- (3) 施設の沿革、役割等

昭和52年12月竣工

スポーツの普及振興と市民の健康及び体力の保持増進に寄与するための施設です。

また、総合型地域スポーツクラブ「スポーツプラザひみ」の拠点として活用中です。

- (4) 施設概要(規模、構造等)

ア 体育館 31.8m×23.5m=747.3㎡

イ 武道館 524.7㎡

附属設備;事務室、ミーティングルーム

- ウ 屋外プール 325 m² (25 m×6 コース) (所在地 氷見市窪1241番地)
付属設備；更衣室等
- エ 艇庫 450 m² (所在地 氷見市十二町201番地)

(5) 運営に係る事項

令和6年度利用者数 22,155人
第1体育館(12,664人)、武道館(6,793人)、
屋外プール(1,096人)、艇庫(67人)、会議室(1,096人)

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間

体育館、武道館及び艇庫の開館時間は、午前9時から午後9時まで、プールは午前10時から午後5時までとします。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時にこれを変更することができます。

(2) 休館日

センターの休館日は、次に掲げるとおりとします。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

ア 体育館、武道館及び艇庫

(ア) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合を除く。)

(イ) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、これらの日後の最初の日曜日、土曜日又は休日でない日)

(ウ) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

イ プール

1月1日から7月20日まで、8月15日から同月17日まで及び9月1日から12月31日までの日

ウ 不可抗力が伴う場合に、教育委員会から休館日を指示することがあります。

(2) 関係法令及び条例・規則の規定を遵守すること。

(3) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取扱うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) センターの利用の承認に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

業務内容の詳細については、別記1「管理業務仕様書」によるものとする。

4 事業規模

氷見市B＆G海洋センターの管理運営に係る経費については、以下の金額を目安とし、事業成果が見込める場合等には事業規模の拡大を認めますので、それを踏まえて申請の際の事業計画、収支予算書を策定してください。

なお、必要な経費については、物価上昇等を考慮し見積もることとし、その際の物価上昇率は年3％を基準として見積もってください。

(参考金額) 10,359千円(令和6年度決算額)

指定管理料	10,157千円
使用料収入	0千円

5 指定(予定)期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)とします。

ただし、各年度終了後に実施する評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

第4 市民プール・トレーニングセンター及び氷見市B＆G海洋センターの提出書類等について

1 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を教育委員会に提出していただきます。なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】(氷見市民プール・トレーニングセンター(又は氷見市B＆G海洋センター分))
- (2) 指定管理者事業計画書【様式第2号】(氷見市民プール・トレーニングセンター(又は氷見市B＆G海洋センター分))
- (3) 管理業務収支予算書【様式第3号】
- (4) 代表者等名簿【様式第4号】
- (5) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類(法人以外の団体は会則等)
- (6) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (9) 氷見市税の納税証明書
- (10) その他教育委員会が必要と認める書類

2 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月18日(木)～令和7年10月6日(月)まで

- (2) 受付方法 質問票【様式第5号】に記入のうえ、教育委員会までFAX又は電子メールで提出してください。

3 申請書等の提出先（問い合わせ先）及び提出期間

- (1) 提出先 氷見市教育委員会事務局スポーツ振興課
〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
電 話 0766-74-8446
FAX 0766-74-5520
- (2) 提出期間 令和7年9月18日（木）～令和7年10月20日（月）まで（土・日曜日、休日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。

※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

4 様式

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】
(2) 指定管理者事業計画書【様式第2号】
(3) 管理業務収支予算書【様式第3号】
(4) 代表者名簿【様式第4号】
(5) 質問書【様式第5号】

1 専用利用料金

区分		単位	金額(円)	超過時間 1 時間の金額 (円)
25 メートルプール	大会等に利用する場合	1 日	160,190	
	コースを利用する場合	1 コースにつき 2 時間	3,200	1,600
児童用プール		2 時間	21,350	5,330
軽運動室		2 時間	4,270	2,130
会議室		2 時間	850	420

備考

- 「超過時間」とは、利用の単位の時間を超えて利用する時間をいう。
- 利用時間 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

2 個人利用料金

区分		単位	金額(円)
普通利用料金	一般	1 回	320
	高等学校の生徒	1 回	210
	中学校の生徒以下	1 回	100
回数券利用料金		320 円券 11 枚つづり	3,200
		210 円券 11 枚つづり	2,100
		100 円券 11 枚つづり	1,000
1 箇月利用券利用料金		1 月	3,200

備考

- 個人で利用することができる施設は、25 メートルプール、児童用プール、幼児用プール、トレーニング室及び体力測定室とする。
- 高等学校の生徒には、高等専門学校の学生を含む。
- 中学校の生徒以下とは、中学校の生徒、小学校の児童及び 4 歳以上の幼児をいう。
- 4 歳に満たない者に係る利用料金は、無料とする。

第5 氷見運動公園について

1 施設の概要

(1) 名称

氷見運動公園 敷地面積 282,299㎡

(2) 所在地

氷見市大浦新町117番地

(3) 施設の沿革、役割等

氷見運動公園は、氷見市街地の南西方向へ約5km地点に位置し、周辺には幹線道路が走り交通至便が良く、運動機能と休憩機能を共有する自然豊かな公園となっています。

氷見市では、昭和59年度から事業に着手し、氷見市の文化とスポーツの拠点として、文化活動や地域住民のコミュニティ、多様化するレクリエーションに対応できる公園として整備してきました。

(4) 施設概要（規模、構造等）

- パークゴルフ場：約59,000㎡、36ホール
 - 第1コース：34,000㎡、18ホール
 - 第2コース：25,000㎡、18ホール
 - 休憩所 99㎡、四阿 10㎡
- 野球場：13,731㎡ 管理棟、休憩室、更衣室、トイレ
- 相撲場：1,680㎡ 休憩所 1棟
- テニスコート：2,920㎡ 人工芝 4面
- 大芝生広場：21,000㎡
- 多目的広場：12,000㎡
- 軽スポーツ広場：16,800㎡
- 原子力災害時避難待機時検査場
- トイレ：7箇所
 - 相撲場横、ロータリー横、テニスコート横、大芝生広場北側、
 - 軽スポーツ広場、パークゴルフ場クラブハウス、
 - パークゴルフ場コース内
- 駐車場：6箇所（普通車734台、障害者用2台、大型バス12台）
 - 野球場（普通車320台）
 - 相撲場（普通車94台、大型バス4台）
 - B&G海洋センター事務所（普通車37台）
 - パークゴルフ場（普通172台、大型5台）
 - 北側トイレ（普通20台）
 - 軽スポーツ広場（普通81台、障害者用2台、大型3台）

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 供用日

野球場 3月10日から11月30日まで
ただし、次に掲げる日を除く。

火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。以下同じ。）

休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、これらの日後の最初の日曜日、土曜日又は休日ではない日。以下同じ。）

パークゴルフ場 4 月 1 日から 11 月 30 日まで（火曜日及び休日の翌日を除く。）

テニスコート 3 月 10 日から 11 月 30 日まで（火曜日及び休日の翌日を除く。）

（2）供用時間

野球場 午前 9 時から午後 9 時まで

パークゴルフ場 午前 9 時から午後 6 時まで

テニスコート 午前 9 時から午後 6 時まで

ただし、特に必要のあるときは供用期間若しくは供用時間の変更は可能とします。

（3）関係法令及び条例・規則の規定を遵守すること

（4）施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと

（5）業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと

（6）市民の健康増進及びスポーツ振興促進に寄与する管理を行うこと

※管理の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

運動公園施設全体の総合的な施設管理業務

※業務内容の詳細については、別記 2 仕様書、別紙特記仕様書のとおり

4 指定（予定）期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）とします。

ただし、各年度終了後に実施する評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるときなどには、指定を取り消すことがあります。

5 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

（1）指定管理者指定申請書【様式第 1 号】

（2）指定管理者事業計画書（事業計画書）【様式第 2 号】及び管理業務収支予算書【様式第 3 号】（氷見運動公園分）

（3）代表者等名簿【様式第 4 号】

（4）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則等）

（5）法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

（6）申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類

（7）申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類

（8）氷見市税の納税証明書

（9）その他市長（又は教育委員会）が必要と認める書類

6 利用料金

(1) 利用料金は指定管理者の収入とします。

(2) 利用料金

区分		単位	金額
氷見運動公園野球場	一般	1 日	7,200 円
		半日	3,600 円
		1 時間	1,000 円
	小学生、中学生及び高校生	1 日	3,600 円
		半日	1,800 円
		1 時間	500 円
	放送設備及びスコアボード	1 試合	1,600 円
氷見運動公園野球場夜間照明施設		1 回	7,200 円
氷見運動公園パークゴルフ場	一般	1 日	500 円
		1 シーズン	9,000 円
	小学生、中学生及び高校生	1 日	200 円
氷見運動公園テニスコート	一般	1 面につき 1 時間	500 円

備考

- 1 野球場の利用において、「1 日」とは、午前 9 時から午後 5 時までをいい、「半日」とは、午前 9 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 5 時から午後 9 時までをいう。
- 2 野球場及び夜間照明施設の利用において、営利を目的として使用する場合には、規定使用料の 200 パーセントに相当する額を増額する。
- 3 パークゴルフ場の利用において、「1 シーズン」とは、4 月 1 日から 11 月 30 日までをいう。
- 4 パークゴルフ場及びテニスコートの利用において、小学校就学の始期に達するまでの児童に係る利用料金は、無料とする。

7 事業規模

氷見運動公園管理運営に係る経費については、以下の金額を目安とし、申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。

なお、必要な経費については、物価上昇等を考慮し見積もることとし、その際の物価上昇率は年 3 % を基準として見積もってください。

(参考金額)

1 支出

人件費	7,052 千円
需要費	5,845 千円
役務費	243 千円
委託料	25,290 千円
備品購入費	296 千円
使用料及び賃借料	212 千円

原材料費	75千円
計	39,013千円

2 収入

野球場利用料見込み	385千円
テニスコート利用料見込み	413千円
パークゴルフ利用料見込み	6,270千円
計	7,068千円

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月18日(木)から令和7年10月6日(月)まで
- (2) 受付方法 質問票【様式第5号】に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

9 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 氷見市建設部都市計画課
〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
電話 0766-74-8076
FAX 0766-74-8104
- (2) 提出期間 9月18日(木)から10月20日(月)まで(土・日曜日、休日は除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。
※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

10 様式

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】
- (2) 指定管理者事業計画書【様式第2号】
- (3) 管理業務収支予算書【様式第3号】
- (4) 代表者等名簿【様式第4号】
- (5) 質問票【様式第5号】

〈問い合わせ先〉

氷見市建設部都市計画課	電話	0766-74-8076
	FAX	0766-74-8104
	E-mail	toshikeikaku@city.himi.lg.jp